

新見市教育委員会 3月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和3年3月11日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名

委 員	三 上 ゆ み
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	西 江 厚 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和3年3月11日(木) 午後3時30分から午後4時47分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 2 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 9 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (就任以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。
「議第 6 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 8 号 令和 2 年度末教職員人事異動の内申について

上田課長 (田中課長、名越課長、西江係長が退席した後、令和 2 年度末教職員人事異動の内申について資料に基づき非公開で審議をおこない、承認となる。)

正村教育長 次に、「議第 9 号」の説明をお願いします。

議第 9 号 指定学校変更申請の承認について

上田課長 議第 9 号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は、2 件の指定学校変更申請がありました。1 番の方は、2 月 10 日(水)に別の中学校区へ転居されましたが、月途中であるため学習面や生活面から 2 月中は現中学校へ通学させてほしいという申請です。保護者の方には、2 月中だけではなく年度末まで現中学

校への変更もできる旨をご助言しましたが、この生徒は学校への行きづらさを抱えている子であるため、早く環境を変えたいという保護者の思いもあり、一番早い切り替えのタイミングを考慮し、学校とも相談して3月から通常の指定学校である中学校へ通学している状況です。2番の方は、転居により指定校は別の小学校となりましたが、変更希望校は現小学校です。現在、現小学校の特別支援学級へ在籍している児童であり、指定学校の小学校には特別支援学級がないため引き続き現小学校への通学を希望されていますが、変更期間は年度末までです。来年度からは、指定学校の小学校での学習を視野に入れて保護者の方も考えているという状況です。この資料も後ほど回収します。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

2番のお子さんのことについてですが、現在は特別支援学級に入級していて、来年度からは指定学校の小学校で普通学級での学習となるということですね。

上田課長

そうです。

松井職務代理者

特別支援教育支援委員会の指導などは、どのようになっているのでしょうか。

上田課長

この児童については、来年度についてもおそらく支援学級への継続判定が出ていると思うのですが、それに対して親御さんのご判断でというところも含めた指定学校となると思います。ただ、通常学級における学習の支援体制のあり方などのご助言させていただき、保護者と学校も話をさせていただき、その子に望ましい学習環境の構築が図られるものと聞いています。指定学校の変更であるため、転級とはならず特別支援教育支援委員会の開催にはなりません、学校と保護者との話はさせていただくことになっていると聞いています。

正村教育長

このようなパターンが、子供にとっては一番辛い面もありますが、親御さんの都合等でやむを得ないので、行った場所でできる手立てをしてあげないといけない子だと思います。

上田課長

学年が大きい子なので、中学校への入学も見据えて通常学級での学習としたのではないかと思います。指定学校の小学校であれば、比較的集団母数が少ないため、その中でやっていきたいという思いもあるのではないかと思います。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第9号は承認とします。
次に「議第10号」の説明をお願いします。

議第10号 新見市通学路安全推進会議設置要綱の一部改正について

上田課長

議第10号 新見市通学路安全推進会議設置要綱の一部改正について説明をさせていただきます。まず、新見市通学路安全推進会議について、簡単に説明をさせていただきますと、平成27年2月に「新見市通学路交通安全プログラム」というものが設定され、各関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るというプログラムがスタートしました。この関係機関というのは、教育委員会や学校以外に道路管理者である岡山県備中県民局新見地域事務所や市の建設課、新見警察署交通課などです。学校から通学路の危険箇所を挙げていただき、それを精査し、関係機関の皆様で協議しながらその改善を図っていくというようなプログラムがスタートし、本年で6年目を迎えているところです。今回の改正につきましては、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。現在の安全推進会議につきましては、児童・生徒の安全通学路となっておりますが、これに幼児を加えたいと思います。この通学路交通安全プログラムは、国の交付金を使っていることから、要綱の中に幼児も加えるべきとの指導があった関係もあります。幼児については、こども課が管轄しているためこども課とも協議をおこない、認定こども園や保育所のお子さんが保護者と通っている道路や園外活動の際に通る道路も含めることとしました。2年ほど前、園外活動中に交差点で待機していた園児の列へ車両が突っ込んだ事故なども起きているので、幼児も対象にして交通安全を推進して欲しいという事があり、この要綱に幼児を入れる改正をするものです。要綱上は、通学という言葉を使っていますが、園外活動の際の道路も入っていることをお含みおきください。要綱の変更点としては、第1条に幼児という言葉を入れることと、第3条の推進会議の委員に幼児を主管する福祉部こども課を入れるという改正をおこないたいと思いますので、ご審議をお願いします。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

長谷川委員

この要綱が改正されたら、認定こども園や保育所などに園外活動の際にここは通るべきではないとか、ここは注意しましょうと指導されるのでしょうか。

上田課長

前提としては、園の方から危険箇所が提示されてきます。この通学路安全推進会議に諮る前に、担当者レベルの実務者会議をおこなっており、提示されたものが現実的かどうかや構造的な問題、法的な問題などを調査して改善可能なものについて、通学路安全推進会議に諮っていくというものです。こども課に聞くと、今でも園外活動における危険箇所の調査を園に対してしているそうなので、それをこの通学路安全推進会議にもってきて、対応できるものについては対応していきたいと思っています。

長谷川委員

分かりました。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

改正についての異議があるものではないのですが、改正前は『児童・生徒』となっているので、推進会議の構成員に小学校長会と中学校長会が入っていることで対応できているのではないかと思われまます。この度、『幼児』が入ったときに、推進会議の構成員に行政からは福祉部こども課が入っているのはその通りだと思います。ですが、園長会のようなものがあって、そこの代表者を推進会議の構成員に入れるという話は無かったのでしょうか。

上田課長

そのことについては、議論になりました。保育協議会と幼稚園研究会というものがあるのですが、所長や園長も市の職員でありますので、今回はこども課の方でということになりました。ちなみに、幼稚園についてはどこの部局になりますか。

田中課長

同じ福祉部になります。

上田課長

そういうこともあって、まずはこども課で対応しようという話になりました。実は、推進会議の構成員として増やそうかと議論にはなつたのですが、今回はこのような形になりました。ただ、実際問題として必要だとなれば推進会議の委員は10人以内ということなのでまだ枠はあり、今後さらに検討していこうと思いますが、まずはこの形でスタートしたいと思っています。

松井職務代理者

分かりました。議論の経緯が分かれば結構です。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

それでは、議第10号については承認といたします。

次に「議第11号」ですが、これは新たな要綱の制定となるため事前に委員の皆様を送付させていただいておりますので、概略で説明をお願いします。

議第11号 新見市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

名越課長

議第11号 新見市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について説明をさせていただきます。生涯学習課では、地域住民による学習支援や地域団体との交流活動を、国や県の補助事業である「おかやま子ども応援事業」を活用して、全小中学校で実施しています。現在、学校と地域ボランティア等の連絡調整役として、地域住民の方々に「地域コーディネーター」をお願いしていますが、現在は口頭で依頼をしている状況です。しかし、この事業を活用して事業実施をするにあたり、県から「地域コーディネーター」を「地域学校協働活動推進員」として位置づけて活動するように指導があったことを受け、今回、委嘱事項や活動内容を定めるための要綱を新たに設置するものです。ご審議をお願いします。以上です。

正村教育長

私が校長をしていたときにも、この役職になっていただく方がいたから地域の方を紹介していただき、地域交流や支援をしていただくことがスムーズにできていましたので、こういう仕組みは本当にいいなと感じていました。ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問がありますか。

松井職務代理者

先ほど教育長も言われていたことを私も非常に強く感じていて、このようにきちんと整備することは、大事なことだと思っています。2点伺いたいのですが、1点目は第4条についてですが、「推進員は、次のいずれにも該当する者のうちから」とあるので問題はないのかもしれませんが、第1号は「地域において社会的信望がある者」で、第2号は「地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者」となっています。この要綱が地域学校協働活動推進員の設置要綱であるならば、第1号と第2号は逆にする方がよいのではないかと感じました。行政文書としては、「地域において社会的信望がある者」という個人の全体像がまずあって、その次にこの活動のことが来るのが定番なのでしょう。2点目は、どの程度の人数の方に委嘱をしようと考えているのかということです。ひとつの学区に1人とは限らないとありま

すので、複数人を想定している学区はどのような場合が考えられるのか伺いたいと思います。

正村教育長

それでは、1点目の質問についてお願いします。

名越課長

ご指摘のとおりだと思いますが、他市の要綱や文部科学省から例示されたものがこの順番になっていたため、それを準用させていただいたものです。

正村教育長

国が示したものに市も準じて作成したということですね。

名越課長

はい。

松井職務代理者

「いずれにも該当する者」という文言があるので、趣旨自体には問題がないとは思うので、了解しました。

正村教育長

2点目のご質問ですが、私が思誠小学校にいるときには主任児童委員や人権擁護委員を長くされている方がおられたので、実際の保護者ではない地域に根ざした方を選ばせていただいていた。他の役職を持たれている方に、この地域コーディネーターもお願いするのはどうかとも思いましたが、逆に地域のことを良く知っておられるので、良かったという面があります。地域コーディネーターは1人をお願いしていましたが、この方が、手芸についてはこの人、炭おこしについてはこの人というようにジョイントしてくださり、表面的には1人ですが調整をしてくださっていたのが実態です。学校でこれをお願いしたいんですと伝えると、ネットワークで様々な人を紹介してくださり、スムーズにおこなうことができていました。

名越課長

今も変わっていないと思います。現在は、振興会などの地域団体の長や民生委員を経験された方など、地域の状況に明るい7学区6名の方を学校で抽出されていますので、今後は委嘱していく作業をおこないたいと思っています。

松井職務代理者

分かりました。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

溝尾委員

流れの確認なのですが、推進委員を選ぶのは学校で、それを承認するのは教育委員会のこの場ということですか。

名越課長

はい。そういうことになります。

溝尾委員 分かりました。

正村教育長 外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第11号は承認とします。
次に「議第12号」の説明をお願いします。

議第12号 新見市人権教育推進委員会委員の委嘱について

名越課長 議第12号 新見市人権教育推進委員会委員の委嘱について説明させていただきます。新見市人権教育推進委員会委員につきましては、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別や偏見のない明るい社会をつくることを目的として設置しています。現委員につきましては、本年3月末で任期満了となります。つきましては、資料1の方々を令和3年4月から2年間、人権教育推進委員会委員として委嘱をおこなうものです。なお、新見支局管内は公民館単位で各1名、大佐・神郷・哲多・哲西支局管内は各2名で選定をしていますので、ご審議をお願いします。以上です。

正村教育長 それでは、少し時間を取りたいと思いますので、ご確認ください。赤字が新規委員です。これは、男女比などは関係ないのですか。

名越課長 はい。公民館長と協議して選定しています。

正村教育長 それでは、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第12号は承認とします。
次に「議第13号」の説明をお願いします。

議第13号 新見市社会教育委員会委員の委嘱について

名越課長 議第13号 新見市社会教育委員会委員の委嘱について説明させていただきます。新見市社会教育委員会委員は、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことで、社会教育に関して教育委員会へ助言することを目的に設置しています。現委員につきましては、本年3月末で任期満了となります。つきましては、資料1の方々を令和3年

4月から2年間、社会教育委員会委員として委嘱をおこなうものです。なお、5番目の方は新規ですが、他の方は留任していただきたいと選定していますので、ご審議をお願いします。以上です。

正村教育長

社会教育委員会委員（案）の名簿のうち上から4名については、2年間の任期が終わったけれども、次の2年間もお願いしたいということですね。これも、男女比は関係ないのですね。

名越課長

はい。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

（無しの声）

正村教育長

無いようですので、議第13号は承認とします。
次に「議第14号」の説明をお願いします。

議第14号 新見市立学校給食共同調理場条例施行規則及び新見市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

田中課長

議第14号 新見市立学校給食共同調理場条例施行規則及び新見市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。ここからの案件については、4月から新たに新見市学校給食センター（愛称 にいみ〜る）が新たに稼働し、現在の新見学校給食センターは3月末で閉鎖されるということで、規則等にある名称を新見学校給食センターから新見市学校給食センターに変更するものです。施行日は、いずれも令和3年4月1日です。資料2ページは、新見市立学校給食共同調理場条例施行規則の新旧対照表ですが、第3条第2項の「新見学校給食センター」を「新見市学校給食センター」に改めるものです。資料3ページは、新見市教育委員会公印規則の新旧対照表ですが、「新見学校給食センター所長之印」を「新見市学校給食センター所長之印」に改めるものです。なお、学校給食共同調理場条例の名称変更については、11月教育委員会定例会で承認いただき、12月新見市議会定例会に上程し、議決されています。審議をお願いします。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

（無しの声）

正村教育長

無いようですので、議第14号は承認とします。
次に「議第15号」の説明をお願いします。

議第15号 新見市学校給食あり方検討会設置要綱の一部改正について

田中課長

議第15号 新見市学校給食あり方検討会設置要綱の一部改正について説明させていただきますので、資料2ページをご覧ください。この要綱は、学校給食あり方検討会をおこなうことについて規定しています。その組織メンバーについて、先ほどの案件と同様の文言改正で「新見学校給食センター」を「新見市学校給食センター」に改めるものです。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第15号は承認とします。
次に「議第16号」の説明をお願いします。

議第16号 新見市学校給食献立検討委員会設置要綱の一部改正について

田中課長

議第16号 新見市学校給食献立検討委員会設置要綱の一部改正について説明させていただきますので、資料2ページをご覧ください。この案件も組織メンバーについて、「新見学校給食センター」所長を「新見市学校給食センター」所長に改めるものです。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問がありますか。

長谷川委員

食物アレルギーの検討委員会は、これとは別のものになるのですか。

上田課長

はい。別の委員会になります。

長谷川委員

その委員会の組織メンバーについては、変更しなくて良いのでしょうか。

上田課長

ご指摘の点につきましては、確認して、必要があれば改正します。

正村教育長

貴重なご意見をありがとうございます。外に委員の皆様から何かご

質問がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第16号は承認とします。
以上で議事は終了しましたので、「7 その他」に進みます。

7 閉 会

正村教育長

3月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時47分)